

サムライ「投げる・打つ・走る」を基礎から楽しく学べる キッズ向け野球スクール!

サムライ ベースボール スクール



経験豊富なコーチが成長に合わせて
丁寧に指導するから、初心者でも安心!



木曜日(不定期)には
スポーツ認定理学療法士 佐々木修一氏による
レッスンもあります!!

随時 無料体験受付中!

	ベースボールAクラス	ベースボールBクラス	ベースボールCクラス
対象	小学3・4年生程度	小学1・2年生程度	年中・年長 満4歳～6歳程度
曜日	月・木曜日	月曜日	木曜日
時間	18:50～19:50	17:40～18:30	17:40～18:30
料金	¥9,800 (チケット制)		
定員	少人数制		

期間限定

入会金 0円
(通常 ¥3,300)



【場 所】サムライドーム
【開催日】毎週月・木曜日
※祝日・年末年始を除く
※都合により急遽休講になる場合もあり
【年会費】¥2,800 (スポーツ保険代含む)

申し込み方法

下記の申込書にご記入のうえ、サムライドームまたはプロショップサムライまでお持ちください。
各スクール受講予約は、予約システム(下記枠内 QRコード)より各自お申込みください。
なお、ご予約は前日 20 時まで受付可能です。

お問合せ: サムライドーム TEL/090-4446-1789

【サムライドーム】 京都府福知山市長田2540-1

【プロショップサムライ】 京都府福知山市東羽合町122番地 TEL/0773-25-1789

ご予約は
こちらから↓



サムライドーム
MAP・アクセス



■スクール申込書

		申込日		年	月	日
フリガナ		保育園・学校名		保育園	クラス	
児童名				小学校	年	
受講クラス	<input type="checkbox"/> Aクラス / <input type="checkbox"/> Bクラス / <input type="checkbox"/> Cクラス	年齢	歳	生年月日	西暦	
住所	〒			20	年	月 日
保護者氏名		電話番号		性別	<input type="checkbox"/> 男 / <input type="checkbox"/> 女	

サムライベースボールスクール規約

- 第1条 (名称)
本スクールは【サムライベースボールスクール】といい、Aクラス・Bクラス・Cクラスを設ける。
- 第2条 (所在)
本スクールは京都府福知山市長田2540-1 サムライドームに事務所を置く。
- 第3条 (目的)
本スクールは幼児期から児童期に必要な多様な動きを身につけ、健全な心身の育成を目的とする。
- 第4条 (入会資格)
(1) 本スクールの趣旨に賛同する方。
(2) 各クラスの対象年齢および条件に該当する方。
(3) 運動を行うに適した健康状態である方。
- 第5条 (入会手続)
本スクールに入会を希望する方は、所定の手続きに従い申し込み、別途定める活動開始日から参加することができる。
- 第6条 (会費、入会金等)
入会金、年会費、チケット代はスクール申し込み時にお支払いいただきます。
- 第7条 (会費の不返還)
一旦入金した入会金、年会費、チケット代は理由の如何を問わず返還しない。
- 第8条 (開催曜日および時間)
本スクールの開催日、時間についてはサムライドーム予約カレンダーのベースボールスクール欄による。
使用施設もしくは指導者の事故等やむをえない事情により、定められた開催日、時間、期間等を変更または廃止することがある。
スクールの中止や変更についてはメールまたは電話などでお知らせいたします。
- 第9条 (遵守事項)
会員は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとします。
- 第10条 (保険)
会員は入会手続完了後、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入となります。
加入手続は本スクールが行います。
- 第11条 (免責)
(1) 本スクールで発生した事件・事故・トラブル・盗難などについて、本スクール及びスタッフは一切責任を負わないものとする。
(2) 本スクール活動中およびその往復の事故やケガに対する補償は、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険の範囲とする。
- 第12条 (会員資格の取消し)
会員（保護者含む）が次の事項等に該当するとき、その他本スクールが会員として不適格と判断したときは、会員資格を取消することができるものとする。
(1) 本規約が定める諸規則に反した場合。
(2) 本スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき。
- 第13条 (施設器具の破損)
会員はスクール活動中に、施設器具等を故意に破損させた場合には損害賠償責任を負う。
- 第14条 (個人情報の管理) 本スクールは会員情報について次の目的でのみ利用する。
(1) 本スクールの運営及び活動ならびに情報管理、書類の発送、連絡。
(2) 法律及び規則で認められた場合ならびに公的機関からの要請により本スクールが第三者への提供が必要となった場合。
(3) 本スクールの運営・広報活動のため、スクール活動中の写真・ライブ情報をSNS上に掲載することがある。会員およびその保護者はこれを了承したものとする。ただし事前に会員から写真使用拒否等の申し出があった場合は配慮することとする。
- 第15条 (規約の改訂)
本規約の改訂は本法人が必要に応じ、これを行うことができる。
- 附 則
1. 本規約の施行は、令和5年7月6日からとする。
2. 本規約は令和8年6月1日に改正し、同日から施行する。

財団法人
スポーツ安全協会

